

第 14 号

令和7年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について

令和7年度において熊本県が施行する農林水産関係の建設事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額（地方財政法関係）を次のとおり定めることとする。

令和7年9月16日提出

熊本県知事 木 村 敬

事業名	負担すべき金額
1 かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（令和2年度以前採択地区分）（県営土地改良事業として実施するものを除く。）に限る。）	工事費の100分の25に相当する金額
2 かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（令和3年度以降新規採択地区分）（県営土地改良事業として実施するものを除く。）に限る。）	工事費の100分の21に相当する金額
3 経営体育成基盤整備事業（農業生産基盤整備に係るものを除く。）	工事費の100分の22.5に相当する金額
4 中山間地域総合整備事業（農業生産基盤整備に係るものを除く。）	工事費の100分の15に相当する金額
5 地域密着型農業基盤整備事業（かんがい排水事業関連）	工事費の100分の25に相当する金額
6 地域密着型農業基盤整備事業（経営体育成基盤整備事業関連（一般地域に限る。））	工事費の100分の22.5に相当する金額
7 地域密着型農業基盤整備事業（経営体育成基盤整備事業関連（法指定地域に限る。））	工事費の100分の17.5に相当する金額
8 地域密着型農業基盤整備事業（ほ場整備事業関連）	工事費の100分の25に相当する金額
9 地域密着型農業基盤整備事業（畑地帯総合整備事業関連（国営関連地区に限る。））	工事費の100分の20に相当する金額
10 地域密着型農業基盤整備事業（畑地帯総合整備事業関連（国営関連地区を除く。））	工事費の100分の25に相当する金額
11 地域密着型農業基盤整備事業（中山間地域	工事費の100分の15に相当

総合整備事業関連)	する金額
1 2 地域密着型農業基盤整備事業（農道事業関連）	工事費の100分の10に相当する金額
1 3 地域密着型農業基盤整備事業（防災ダム事業関連（防災ダム））	工事費の100分の6に相当する金額
1 4 地域密着型農業基盤整備事業（防災ダム事業関連（地震ため池））	工事費の100分の11に相当する金額
1 5 地域密着型農業基盤整備事業（ため池等整備事業関連（一般））	工事費の100分の21に相当する金額
1 6 地域密着型農業基盤整備事業（ため池等整備事業関連（河川工作物））	工事費の100分の8に相当する金額
1 7 地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事業関連（平成17年度以前採択分（法指定地域を除く。）））	工事費の100分の19.5に相当する金額
1 8 地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事業関連（平成17年度以前採択分（法指定地域に限る。）））	工事費の100分の14.5に相当する金額
1 9 地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事業関連（平成18年度から平成21年度までの新規採択分））	工事費の100分の8に相当する金額
2 0 地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事業関連（平成22年度以降新規採択分））	工事費の100分の18に相当する金額
2 1 地域密着型農業基盤整備事業（農地保全事業関連（平成17年度以前採択分））	工事費の100分の25に相当する金額
2 2 地域密着型農業基盤整備事業（農地保全事業関連（平成18年度以降新規採択分））	工事費の100分の21に相当する金額
2 3 地域密着型農業基盤整備事業（特定農業用管水路等特別対策事業関連（一般地域に限る。））	工事費の100分の15に相当する金額
2 4 地域密着型農業基盤整備事業（特定農業用管水路等特別対策事業関連（法指定地域に限る。））	工事費の100分の10に相当する金額
2 5 地域密着型農業基盤整備事業（海岸保全事業関連）	工事費の100分の5に相当する金額
2 6 地域密着型農業基盤整備事業（災害復旧関	工事費の100分の50に相当

連)	する金額
27 地域密着型農業基盤整備事業（農地等災害復旧事業関連（施設関連））	工事費の100分の0.3に相当する金額
28 地域密着型農業基盤整備事業（農地等災害復旧事業関連（農地関連（熊本地震関連）））	工事費の100分の1.35に相当する金額
29 地域密着型農業基盤整備事業（農地等災害復旧事業関連（農地関連（令和2年7月豪雨関連）））	工事費の100分の1.55に相当する金額
30 農地等災害復旧事業	工事費の100分の0.3に相当する金額
31 農村地域防災減災事業（緊急浚渫推進事業）	工事費の100分の5に相当する金額
32 水産流通基盤整備事業	工事費の100分の5に相当する金額
33 漁港施設機能強化事業	工事費の100分の5に相当する金額
34 水産環境整備事業	工事費の100分の10に相当する金額
35 水産生産基盤整備事業	工事費の100分の5に相当する金額
36 漁村再生交付金事業	工事費の100分の10に相当する金額
37 単県漁港改良事業	工事費の3分の1に相当する金額

（提案理由）

令和7年度において熊本県が施行する農林水産関係の建設事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。